

## 医療機関へのお願い

日頃は、保育行政に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

一時預かり事業では、食物アレルギーのある乳幼児に対して、食物アレルギー対応給食を提供しています。食物アレルギーの子どもが増えているなか、これらの対応を適切に行うためには、乳幼児の食物アレルギーについて医療機関における正確な診断を把握し、一人一人の実態に合わせた対応が必要であると考えております。

さて、このたび、食物アレルギーについて給食対応が必要な場合に、保護者から保育施設に「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギー用)」を提出していただくことになりました。つきましては、上記様式を保護者が持参いたしましたら、食物アレルギーの検査・診断の結果に基づき、記入をお願いいたします。なお、「診断・検査に関しては、保険の適用になること」や「上記様式の作成には文書料が必要になること」については、保護者に伝えてありますのでよろしくお願いいたします。

令和6年1月23日

株式会社はな保育

はな保育室とくしげ駅前

0568-65-7160